

執筆者:

E-mail✉ [平家 正博](#)E-mail✉ [川合 弘造](#)E-mail✉ [藤井 康次郎](#)

2022年に一部施行された経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(以下「経済安全保障推進法」といいます。)では、安定供給確保を図ることが特に必要とされる物資(以下「特定重要物資」といいます。)の安定供給確保を実現するため、貿易救済制度の活用に向けた規定が盛り込まれました。

貿易救済制度は、国際貿易ルールを定めるWTO協定上認められた制度であり、不公正な輸入に対抗するために、追加関税の賦課などの手段を認めています。貿易救済制度は、これまでは、米国やEU等の先進国が主要なユーザーでしたが、近時は、中国・インド等の新興国も、自国産業を保護するために貿易救済措置を積極的に活用する傾向にあり、日本でも、2015年以降、貿易救済措置の一つであるAD措置(後述)の発動件数が漸増しています。

近時、サプライチェーンの断絶リスクを回避するため、生産拠点を国内回帰させる(リショアリング)動きが報じられていますが、今後、国内の生産拠点を維持するため、不公正な輸入に対抗することが重要となるところ、その手段として貿易救済制度を検討する必要性が高まっていると考えられます。他方で、こうした貿易救済措置が、国内の川下産業が高品質な原材料や部品を海外から調達することを困難にし、川下産業の国際競争力を削ぐ懸念も残ります。本稿では、貿易救済制度の概要に触れた後で(下記1)、経済安全保障推進法の内容にも触れつつ、日本における、AD措置の調査手続の流れを説明します(下記2)。その上で、最後に、日本企業が貿易救済制度の活用を検討する際の注意点、及び、調査対象製品の国内需要家の利益の擁護のあり方について述べたいと思います(下記3)。

1. 貿易救済制度の概要

WTO体制の下で認められている貿易救済制度には、(i)アンチ・ダンピング関税措置(AD措置)、(ii)補助金相殺関税措置(CVD措置)及び(iii)セーフガード措置(SG措置)が存在しますが、各制度の概要は、下記のとおりです。利用のしやすさもあり、これまで最も活用されてきた制度はAD措置ですが、各国が産業政策等の一環として補助金支援を拡大する中で、今後、CVD措置の活用を検討する必要性も高まっています。

(1) AD措置

AD措置とは、輸出国の国内価格より低い価格による輸出(ダンピング輸出)が、輸入国の国内産業に被害を与えている場合に、その価格差を相殺する関税を賦課できる措置を指します。例えば、A国が、商品を国内市場では100円で出荷する一方、B国には90円で出荷している場合、その差額の10円がダンピングに該当し、当該金額に相当する追加関税が賦課されます。この制度は、ある企業が、独占的地位を有する輸出国市場では高価格を維持しつつ、そこで得られた利潤を用いて、競争が激しい輸入国市場では低価格を設定して、輸入国の国内生産者に損害を与えるような場合に用いることが想定されます。

なお、中国のように、経済への国家による強度の介入が見られるため市場主義経済が確立されていない国の製品については、国内価格を比較対象とせず、第三国の市場価格を比較対象とする取り扱いが日本をはじめとして多くの国で行われています。

WTOが設立された1995年以降、世界では2000件以上のAD措置が発動されており、日本でも、特に2015年以降、韓国及

び中国産の鉄鋼製品や化学品を中心に、20—70%と高率の AD 関税を課す発動事例が相次いでいます(下記表をご参照)。

日本の AD 措置発動事例(WTO 発足後に調査開始され措置が発動されたものに限る)

品名	課税期間	輸出国	税率
ポリエステル短繊維	2002 年 7 月 26 日～ 2012 年 6 月 28 日	韓国 台湾	最大 13.5% 10.3%
電解二酸化マンガン	2008 年 9 月 1 日～ 2024 年 2 月 29 日	豪州 スペイン 中国 南ア	29.3% (終了) 14.0% (終了) 最大 46.5% 14.5% (終了)
トルエンジイソシアナート	2015 年 4 月 25 日～ 2020 年 4 月 24 日	中国	69.4%
水酸化カリウム	2016 年 8 月 9 日～ 2026 年 8 月 12 日	韓国 中国	49.5% 73.7%
高重合度ポリエチレンテレフ タレート	2017 年 12 月 28 日～ 2028 年 2 月 2 日	中国	最大 53.0%
炭素鋼製突合せ溶接式継手	2018 年 3 月 31 日～ 2023 年 3 月 30 日	韓国 中国	最大 69.2% 57.3%
トリス(クロロプロピル) ホスフェート	2020 年 9 月 17 日～ 2025 年 9 月 16 日	中国	37.2%
炭酸カリウム	2021 年 6 月 24 日～ 2026 年 6 月 23 日	韓国	30.8%
溶融亜鉛めっき鉄線	2022 年 12 月 8 日～ 2027 年 12 月 7 日	韓国 中国	最大 24.5% 最大 41.7%

出典: 経済産業省の [HP](#)

(2) CVD 措置

CVD 措置とは、政府補助金を受けて生産等がなされた貨物の輸出が輸入国の国内産業に損害を与えている場合、当該補助金の効果を相殺する目的で賦課される特別な関税措置を指します。例えば、A国から補助金を受領した企業が、補助金によって商品の輸出価格を 100 円引き下げることができる場合、輸入国のB国は、補助金の効果を相殺するため、この 100 円に相当する追加関税を賦課することができます。この制度は、輸出国の企業が、輸出国政府から金銭的な支援(現金の交付、免税、減税、物品・役務の供与等)を受け取ることで、輸入国市場で低価格を設定して、輸入国の国内生産者に損害を与えるような場合に用いることが想定されます。

WTO が設立された 1995 年以降、米国、カナダ、EU、豪州等の先進国を中心に、世界では 250 以上の CVD 措置が発動されています(欧米では、AD 措置と CVD 措置の双方が同時に発動されることもあります)、日本では、1 件のみ、発動事例が存在します(下記表をご参照)。昨今、大規模な産業補助金など市場歪曲的な措置への対抗策として、CVD 措置の発動件数が世界的に増加している状況を踏まえて、経済産業省の産業構造審議会 通商・貿易分科会 特殊貿易措置小委員会が「[相殺関税措置の活用に向けた提言](#)」を 2021 年に公表するなど、日本政府においても、同制度の積極的な活用に向けた取り組みが進められています。

日本の CVD 措置発動事例

品名	課税期間	輸出国	税率
DRAM	2006年1月27日～ 2009年4月22日	韓国	最大 27.2%

出典：経済産業省の [HP](#)

(3) SG 措置

SG 措置とは、特定品目の貨物の輸入の急増が、国内産業に重大な損害を与えていることが認められ、かつ、国民経済上緊急の必要性が認められる場合、損害を回避するため、関税の賦課又は輸入数量制限を行う措置を指します。AD/CVD 措置は特定国からの輸入に対して課されますが、SG 措置は、全世界からの輸入品に対して一律に課されます。このように貿易制限効果が大きいことから、発動要件も、AD/CVD 措置と比較して厳しく、日本では、過去に 1 件しか発動されていません(しかも、同事例も、短期的な暫定措置で終わっています)。

日本の SG 措置発動事例

品名	課税期間	輸出国	税率
ねぎ・生しいたけ、畳表	2001年4月23日～ 2001年11月8日	全世界	関税割当数量を超える輸入について、ねぎ:225円/kg(256%相当)・生しいたけ 635円/kg(266%相当)・畳表 306円/kg(106%相当)

出典：経済産業省の [HP](#)

2. AD 措置の調査手続

以下では、貿易救済制度の中で、最も活用されている AD 措置を中心に、調査手続の流れを説明します(CVD 措置や SG 措置の調査も、基本的には、同じ流れとなります)。

(1) 調査開始手続

政府が AD 措置を発動するためには、以下の事実を認定する必要があります。

- ① ダumping輸入の存在(輸出国の国内販売価格より輸出価格が低いこと)
- ② 国内産業の損害
- ③ Dumping輸入と国内産業の損害の間の因果関係が存在すること

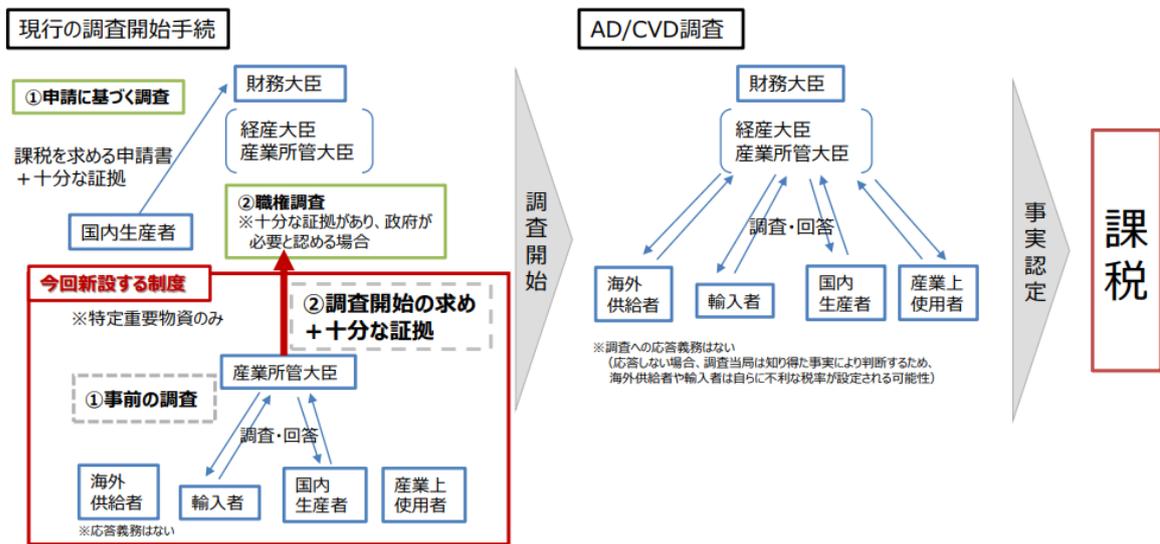
そこで、AD 措置の発動を求める国内生産者は、申請書において、AD 措置の上記発動要件が存在することを説明する必要があります。申請書を受け取った調査当局(財務省、経済産業省、及び産業所管官庁の関係部局)は、申請書の内容を精査して、上記発動要件について「十分な証拠」があると判断した場合に、これら事実の有無につき、調査を開始します(関税定率法 8 条 5 項)。したがって、国内事業者は、申請書を作成する段階で、AD 措置の上記発動要件が充足されていることを一定程度示すために、情報収集や議論構築が必要となります。

このとおり、調査は、通常、国内生産者が調査当局に申請書を提出する形で開始されますが、今回施行した経済安全保障推進法は、政府が、職権で調査を開始できることが明確化されました。すなわち、経済安全保障推進法は、①サプライチェーンの強化、②基幹インフラの安全性・信頼性の確保、③官民技術協力、及び④機微技術に関する特許出願の非公開化に関する制度の創設等の諸施策について規定するところ、①について、特定重要物資等(特定重要物資及びその生産に必要な原材料、部品、設

備、機器、装置若しくはプログラム)への支援措置に関連する規定に加えて、特定重要物資等に係る市場環境を整備するため、下記規定を設けています。

- **職権調査に関する規定:**主務大臣は、その所管する産業のうち特定重要物資等に係るものについて、AD 調査、CVD 調査及び SG 調査を開始するよう求めることができるとし、国内生産者の申請を得ずに、政府が職権で、貿易救済措置の調査を開始できることが明確化されました(経済安全保障推進法 30 条)。この規定の趣旨について、政策当局者は、個人的見解として、「課税要件の事実についての十分な証拠があること等の一定の要件の下で、政府の職権により相殺関税又は不当廉売関税調査を行うことは法令上可能ではあった」ものの、今後は、「経済安全保障上の悪影響が生じているような場合に、政府が主体となって貿易救済措置に関する職権調査を行い、いち早く貿易救済措置による公正な貿易環境の確保が図られることが期待される」と説明しています¹。
- **報告徴収に関する規定:**主務大臣は、上記に必要な限度で、その所管する事業に係る特定重要物資等の生産、輸入又は販売の事業を行う個人又は法人その他の団体に対し、報告徴収を求めることができ、当該求めを受けた者は、その求めに応じる努力義務が課されました(経済安全保障推進法 48 条 2 項及び 3 項)。

上記の内容を、現行の調査手続にあてはめると、下記ようになります²。



このとおり、これまで、国内生産者がイニシアチブをとって、貿易救済措置の発動を調査当局に求めて行くことが基本でしたが、今後は、政府がイニシアチブをとって、貿易救済措置のための調査を進める場面も想定され、特に経済安全保障推進法上の特定重要物資等を取り扱う事業者を中心に、貿易救済措置のための調査に関与する機会が増える可能性があります。

(2) 調査開始後の手続

調査は、基本的には、1年(最大1年半)かけて行われますが(関税率法 8 条 6 項)、申請を行った国内生産者は、調査当局が送付する質問状への回答、利害関係者(調査対象製品の海外生産者、輸入者や国内需要家等)が提出した質問状回答への反論、調査当局による現地調査への対応等、調査の各過程で、調査当局に、情報を提供したり、意見を表明する必要があります。なお、経済安全保障推進法は、調査開始手続について規定を加えるだけで、調査開始後の手続については、国内生産者が申請書を提出して調査が開始される場合も、職権調査が行われる場合も違いはありません。

¹ 風木淳・梶原正太郎「(WTO アンチダンピング等最新判例解説 91) 経済安全保障と貿易救済措置について」国際商事法務 51 巻 1 号(2023)68 頁以下。

² 産業構造審議会 通商・貿易分科会 特殊貿易措置小委員会「第 30 回資料 1: 貿易救済措置をめぐる最近の情勢について」(令和 4 年 7 月 7 日)より抜粋。

また、AD 措置の課税期間は原則 5 年間とされており(関税定率法 8 条 1 項)、AD 措置が発動されると、対象産品に対しては、原則として 5 年間、追加関税が賦課されます。また、AD 措置が撤廃されるとダンピング輸入や国内産業の損害が再発するおそれがあること等を示すことで、課税期間の延長を求めることも可能であり(関税定率法 8 条 25 項及び同 30 項)、日本で発動された AD 措置を含め、世界的に、AD 措置の課税期間が長期化する傾向にあります。

3. 貿易救済制度の活用及び国内需要家の権利擁護について

上記のとおり、不公正な輸入に対抗するため追加関税を賦課等する貿易救済制度は、国際法及び国内法上も認められた制度であり、各国で積極的に活用されているだけでなく、日本で、それを活用する事例が増え始めています。特に安定的な供給確保を実現するため、国内に生産拠点を維持する事業者においては、今後、同制度を検討する必要性が高まっていると考えられます。

そのため、下記のような状況に置かれている企業においては、貿易救済制度を用いることで、事業環境を改善できないか、検討することが重要と考えられます。

- ① 競合する輸入産品の輸入量が増加する一方、自社の国内販売量が減少し、事業実績が悪化している。
- ② 競合する産品の価格が低下することで、自社の産品の価格も引き下げられ、事業実績が悪化している。
- ③ 自社が取り扱う産品について、国外で貿易救済措置が発動された結果、今後、新たな市場を求めて日本市場への輸入が増加するおそれがある。

また、特に経済安全保障推進法上の特定重要物資等を取り扱う事業者においては、事業所管官庁から、貿易救済制度の活用も念頭に、情報提供が求められる可能性があります。その場合、供給確保計画において確約した取組(国内生産拠点の維持等)を確保する観点から、政府と協力しながら、貿易救済措置の発動を求めて行くべきか、検討することが重要と考えられます。

他方で、貿易救済措置が発動されると、措置対象となった産品を海外から輸入し、これを加工するなどして川下産品を製造する企業は大きな影響を受ける可能性もあります。その場合に、川下産業は、AD 措置や CVD 措置のために高額となった輸入品を使い続けるか、輸入品に比して相対的に高額の国産品を利用するか、更には国内での川下産品の製造を諦め海外での生産に切り替えるかの検討を迫られる可能性もあります。そして、海外生産者や輸入者(商社であることも多いです)が貿易救済措置の調査に積極的に応じない場合、措置の発動が認められる可能性が高まるものの、国内の川下産業である国内需要家についても意見を述べる機会は確保されており、利益擁護のために積極的な対応をすることも充分考えられます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 